
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 225 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 225 回金融商品専門委員会（2024 年 9 月 10 日開催）において、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見への対応について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関する意見）

2. 将来予測シナリオにおける将来予測の考慮方法について補足文書に記載する方向性に違和感はない。

（実効金利法に関連する論点に関する意見）

3. 引当の算定に DCF モデルを用いない場合、貨幣の時間価値をどのように引当に反映するかという点を補足文書に記載できないか検討して頂きたい。

（金融保証契約への引当に関する意見）

4. IFRS 第 9 号「金融商品」の金融保証契約の定義に当てはまらない部分の会計処理が論点となると考えられるものの、国内の取引においてこの論点が重要となることは想定されないと考えられる。
5. IFRS では金融保証契約に該当しない保証契約について、わが国には IFRS 第 17 号「保険契約」のように他の会計処理を定めている会計基準はないため、金融資産の減損の適用範囲に含めて対応する方向に実務上収斂していくことが考えられる。
6. 履行保証との区別に関する論点が考えられるが、この点について金額的に重要性がない場合にはまとめることができるといった取扱いを会計基準等に記載することが考えられる。

(ローン・コミットメントへの引当に関する意見)

7. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関において、現行の金融商品会計基準上は明確には定められていない点を背景として現状の実務対応にばらつきがある論点であり、全金融機関が引当を計上しているわけではなく、引当に必要なデータが必ずしも利用可能でないことから、ローン・コミットメントを引当の範囲に含める際の負荷は高いと考える。また、引出率の見積りにおいては、サンプル数が少ない可能性があり、データを蓄積しないと妥当な引当率を算定できない可能性がある。さらに、パーゼル自己資本比率規制では必ずしもすべてが含まれている訳ではないため、範囲をどうするかという課題がある。このように、ローン・コミットメントを新たに対象とすることで生じる引当金への影響は相応にあることが見込まれ、慎重に検討することが必要であると考え。これらの理由から、より分析を深めた上で関係者のコンセンサスを得るか、ステップ 4 に関しては明確な基準を定めずに実務に委ねて適宜対応していくという方法もあると考える。
8. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関において、現状、ローン・コミットメントに対して引当を行っていなくとも、特に問題が生じていない状況と認識している。このような状況のもと、どこまで地域金融機関に負担を求めていくかという点については、より状況を確認したうえで検討する必要があると考える。
9. 自行で引出率を推計している金融機関においても、引出率算定のためのデータの蓄積に時間がかかった経緯がある。これを踏まえると、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関に引出率の推計を求めるのは過度な対応と考えられる。この点、自己資本比率規制上で定められた数値を会計上も引出率として用いることができるか議論が必要と考える。

(引当金の考え方に関する意見)

10. 資料第 30 項のステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からの質問は、現行通り発生損失モデルで引当を算定してよいか、という質問であると考えられるため、予想信用損失モデルで引当を算定する必要がある点を明確に回答する必要があると考える。

(その他)

11. 全体的に、資料に示された事務局からの提案の方向性に違和感はない。
12. 金融保証契約及びローン・コミットメントの引当については、ステップ 4 を採用するこ

審議事項(3)-4

とが見込まれる銀行以外の金融機関においても実務上対応可能か検討する必要がある。

以 上